



当事業所は、障害者総合支援法に基づく指定短期入所事業所として指定を受けています

## ●短期入所サービスとは●

ご本人様又はご家族様のご都合等により、短期間、宿泊できるサービスです。  
障害者総合支援法に基づくサービスであるため、利用については市町村への申請・決定が必要です。

## ●ご利用期間●

一か月に利用できる日数を市町村が決定し、その範囲内での利用が可能です。

（⇒この日数のことを制度上では「支給量」と言います）

通常の実費負担は「7日/月」です。

7日以上利用が必要な方は、予め市町村窓口へご相談ください。

<注意>日数は入所と退所の両方を含む為、1泊2日の場合には、「2日間」利用したことになります。

## ●利用料金●



### ① 障害福祉サービス費

ご本人様（配偶者）の収入によって月額負担上限額が設定されます。

例)ご本人様の収入が障害基礎年金2級のみで配偶者がいない場合。 ⇒ 月額負担上限0円

### ② 食費（実費負担）

朝食 250円

昼食 350円（日曜のみ）

夕食 400円

### ③ 光熱水費（1日につき） 500円

### ④ 寝具リース代（1泊につき） 70円

∴ 1泊2日の場合（①が0円の場合） ∴

朝食 250円（2日目）

夕食 400円（1日目）

光熱水費 1,000円（500円×2日）

寝具リース代 70円（1泊分）

1,720円

## ●利用までの手順●

### ① 紫陽花の見学・相談



### ② 市町村への申請

お住まいの市町村の障害福祉サービスの窓口で短期入所利用の申請手続きを行ってください。

【申請に必要なもの】

- ・ 印鑑
- ・ 精神保健福祉手帳（お持ちの方）
- ・ 障害年金証書（お持ちの方）
- ・ 自立支援医療受給者証（お持ちの方）

【秋田市にお住まいの方の申請窓口】

秋田市 障がい福祉課（新庁舎1階）

### ③ 市町村からの支給決定

申請から決定まで1カ月～2カ月かかる場合があります。利用をお急ぎの方は申請窓口にご相談ください。

### ④ 紫陽花へ申込・契約

【申込・契約時に必要なもの】

- ・ 印鑑
- ・ 障害福祉サービス受給者証（市町村発行）

上記①～④は初回利用時のみ。

但し、②は1年更新となります。

既に市町村から支給決定がおりている方は、直接紫陽花までお申し込みください。

※紫陽花への申込みは、原則として希望利用日の前日（平日8時半～17時）までお電話下さい。尚、日曜日から利用したい場合には金曜日までご連絡下さい。

## ●必要なもの●

- 障害福祉サービス受給者証
- 支給決定通知書
- 印鑑
- 診療情報提供書（かかりつけ病院発行のもの）  
初回利用者のみ（回生会病院通院患者様を除く）
- お薬
- 洗面用具（洗面器は事業所の備品あり）
- 衣類
- 内履き

その他必要なものはご持参ください。

時間	活動内容
7:00	朝食・健康管理
8:40	ミーティング・ラジオ体操・掃除
9:30	プログラム活動・個別支援
12:00	昼食（調理実習もあります）
13:30	プログラム活動・個別支援
16:00	日中活動終了
16:00	～21:00 入浴
17:00	夕食準備
18:00	夕食・健康管理
20:00	対人交流
22:00	消灯

※ プログラム活動への参加は自由です。

お問い合わせ先

医療法人回生会 生活訓練事業所 紫陽花

〒010-0063 秋田市牛島西一丁目6番7号

TEL 018-825-5252 FAX 018-825-5250

